

会 議 議 事 録

- 事務局 定刻となりましたが、会議を開会する前に、委員の改選がございましたので、本件に係る御説明を行いたいと思います。
- 令和8年6月30日をもちまして、高山委員が退任され、令和8年7月1日付けで、新たに後藤委員が就任されました。
- 本日欠席されておりますので、次回会議の際に改めてご挨拶いただきたいと思います。
- 続きまして、事務局の職員について紹介させていただきます。
- (事務局員紹介)
- <次第1 開会>
- 事務局 只今より、令和8年度第1回宮城県建築審査会を開催いたします。開催にあたり、事務局を代表し、建築宅地課長の小野里より御挨拶を申し上げます。
- 課 長 皆様、本日はお忙しい中、宮城県建築審査会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また日頃より本県の建築行政の推進に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。
- 本日の審査会は前回は3月でしたので半年ぶり、今年度は初めての開催となっております。本日の議案は3件ございますが、いずれも建築基準法第44条第1項第二号の規定により、バス停留所上屋の道路内建築を許可しようとするものでございますので、まとめて御説明をさせていただきます。また報告事項といたしまして、令和7年度第2回宮城県建築審査会の議案の処理結果及び建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について御報告いたします。
- 委員の皆様には、それぞれのお立場から専門的かつ公正な御意見を賜りますとともに、円滑な議事進行に御協力をいただきますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。
- 本日はどうぞよろしくお願い致します。

事務局	それでは、会議に先立ちまして、会議の公開について御説明させていただきます。宮城県建築審査会条例第6条の規定に基づき、会議は公開することとしております。なお、県の情報公開条例第19条ただし書では、非開示情報を含む事項について審議する場合等であって、会議の構成員の3分の2以上の多数で決定した場合は、非公開とすることができますが、本日の審議事項は非開示情報が含まれないことから、公開により開催します。 次に、議事録につきましては、発言者を明記の上、作成することとし、議事録署名委員に内容を御確認いただいた後、ホームページで公開いたしますので、あらかじめ御了承をお願いします。 次に、本日の会議の定足数を確認します。本日は委員5名の出席をいただいております。宮城県建築審査会条例第4条の規定に基づき、委員の半数以上が出席しており、定足数を満たしておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、風見会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。
会長	それでは本日はよろしくお願い致します。今年度もよろしくお願い致します。 高山委員が専務理事となられたことで、大変御功労いただいたところですが、新しく後藤委員が次回おいでになると思いますので、引き続きよろしくお願い致します。 本日の議案は、前々回の議案と同様の内容とはなりますが、個別の事情もあろうかと思しますので、しっかり御覧になって御審議いただければと思います。 傍聴人の確認です。傍聴者はおられますか。
事務局	本日はおりません。 <議事録署名委員の指名>
会長	それでは議事に入る前に、本日の議事録署名人を、角田委員と佐藤委員にお願いいたします。

	<次第2 審議事項>
会 長	それでは、審議事項に移りたいと思います。
	<第1～3号議案について>
会 長	宮城県知事より3件の諮問がありましたので、第1号から第3号議案まで一括して事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(第1～3号議案について説明)
会 長	只今の説明を踏まえ、委員の皆様から御質問があれば伺います。 前回と同様の内容ではありますが、今回、特に特殊な条件はないですか。
課 長	特にございません。
会 長	前回の方が少し特殊な条件がありましたが。
事 務 局	前回も今回も、地区計画区域内ではありますが、全て市町村の例外許可などを得ており、地区計画にも合致する状況になっております。
会 長	委員の皆様から質問が出される前に基本的な事項を整理しますが、まず、通行上の支障の問題については、2メートルの歩道内で縦列を作っていただく等の対策を講じることを踏まえ、通行上の問題はないということでしたね。
事 務 局	はい。
会 長	また、すでに施工された6箇所ですべて問題が出ていませんか。また、警察等との協議で何か意見が出ていればお聞きしたい。
事 務 局	これまで建築された6箇所について特段問題は発生していないと認識しています。今回の建築にあたっての協議でも、特段の指示事項は出されていないとの報告

	を得ています。
伊藤委員	基本的に反対ということではありませんが、建て替え時に以前の場所に建てることについて、道路形状等から仕方がないとも思うのですが、例えば第2号議案のように、横断歩道に近い場合、以前の場所に建てることに対して何か意見はありませんでしたか。
課長	特にそのような指摘を受けたという報告はありません。道路管理者や運輸局等と調整した結果、この場所になっているものと考えています。今回の建て替えにあたり意見が出たとは伺っておりません。
佐藤委員	スライドのように乗車待ち列ができる場合、雨天時には屋根が半分程度しかかかっていないため、傘を差したまま並ぶことになると思いますが、その場合の運用はどうなりますか。
事務局	申請者からは、この人数がピーク時の人数と聞いています。傘を差したままでは傘がぶつかり屋根の下に10名並びきらない可能性があります。基本的には屋根がありますので傘を閉じて並んでいただくことと、また、雨天時にバスの利用が増えることもあろうかと思いますが、今までそれほど問題になっているとは聞いておりません。やはり近隣の方が利用するため、常識の範囲内で協力いただけるものと考えています。
会長	本件は良いと思うのですが、今回のようなケースは、事前同意基準で対処できる内容にする検討は必要でしょうね。ただ、「通行上支障がない」という定義をある程度はっきりさせておかないと、誤解や、後になって問題が生じうる。 細かく考えるといろいろな想定ができるので、協議のレベルでの確認事項は細かい方が良いと思うが、例えば許可済の案件について、再度許可を取った場合は、前回許可時点で基準を満たしていることが確認できていれば事前同意基準の中で許可できるのではと思います。少し審議とは外れますが、この点について議論されていますか。

課 長	昨年度、一昨年度も同様のケースを審議いただいているため、ある程度定型的なものとして事前同意基準を見直すことを検討したいと思います。ただし、事前同意とするにあたっては、今回、御指摘の事項について申請者がどう考えているかを確認し、その回答が適切かどうかを審査できる条件を付けることも含めて検討します。
会 長	拙速に変えるべきではないとは思いますが、法というものは、現状を見ながら少し見直していく点も当然出て来るものだとは思いますが。ただ、一つ一つ丁寧に見ていかなければならない点はあるので、引き続きよろしくお願いします。 他にございませんね。 今回は、今までの連続案件ということもありましたので、今までの審議を踏まえた上で、また、今後の事前同意基準についても検討いただくということを付け加えた上で、審議を終えたいと思います。 それでは、全ての議案について同意するということに異議ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし。
会 長	すべての議案について同意することとします。 以上で審議事項を終了します。
会 長	< 次第3 報告事項 > それでは報告事項をお願いします。
事務局	報告事項について事務局より説明させていただきます。 まず、令和7年度第2回建築審査会の議案の処理結果について御報告します。 (前回審査会の処理状況について報告)

事務局	次に、宮城県建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について報告させていただきます。
	(事前同意基準に基づく許可状況について報告)
	報告事項は、以上になります。
会長	以上の報告について御質問等がありましたらお願いします。
	それではその他、お願いいたします。
	< 次第4 その他 >
事務局	次回の建築審査会の開催日程について御説明をさせていただきたいと思います。 次回の建築審査会は、令和8年11月10日火曜日の午後1時30分から、宮城県行政庁舎9階第1会議室で開催する予定です。 開催については、改めて通知等で御連絡させていただきますので、その際は、御出席等の御配慮をよろしくお願い致します。
会長	以上で本日の議事は全て終了としたいと思います。 本日もお忙しい中、御参集いただきありがとうございました。また、闊達なご議論ありがとうございました。以上で終わりたいと思います。
	< 次第5 閉会 >
事務局	ありがとうございました。 それでは、これをもちまして令和8年度第1回宮城県建築審査会終了いたします。皆様大変お疲れ様でした。